

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度で、上限額は個人や世帯の所得に応じて決まります。

将来にわたり医療保険制度を維持するため、令和8年と令和9年の2段階に分けて高額療養費の上限額が見直されることになりました。

【令和8年8月から令和9年7月までの自己負担限度額】

年収目安	入院 + 外来 【月額上限】（世帯） 〈多数該当〉	入院 + 外来 【年間上限】（世帯）	外来（70歳以上） （個人）
約 1,160 万円～	270,300 円 + 1 % 〈140,100 円〉	1,680,000 円	—
約 770 万円～ 約 1,160 万円	179,100 円 + 1 % 〈93,000 円〉	1,110,000 円	—
約 370 万円～ 約 770 万円	85,800 円 + 1 % 〈44,400 円〉	530,000 円	—
～約 370 万円	61,500 円 〈44,400 円〉	530,000 円	月額上限 22,000 円 〈年間上限 21.6 万円〉
住民税非課税 【70歳未満】	36,900 円 〈24,600 円〉	290,000 円	—
住民税非課税 【70歳以上】	25,700 円 〈24,600 円〉	290,000 円	月額上限 11,000 円 〈年間上限 9.6 万円〉
一定所得以下（※ 1） 【70歳以上】	15,700 円	180,000 円	月額上限 8,000 円

※1 年金収入約80万円以下など

令和9年8月以降の見直しについては、右の二次元コードから厚生労働省ホームページをご確認ください。



国民年金保険料の追納制度について

国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

ただし、免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、**10年以内**であれば、**古い期間から順に**、あとから納めること（追納）ができます。

1年間追納した場合、全額免除の期間は、年間で約1万円、学生納付特例や納付猶予の期間は、年間で約2万円年金額が増え、追納保険料は「社会保険料控除」の対象となります。追納する場合は、お近くの年金事務所または保険年金課でお申し込みください。

※老齢基礎年金を受け取っている方は、追納できません。

詳しくは、右の二次元コードから日本年金機構ホームページをご確認ください。

